

新資源管理導入円滑化等推進事業 交付手続きの細目

令和元年 9 月 13 日

改正 令和 2 年 7 月 1 日

一般社団法人大日本水産会

国際漁業等再編対策実施要綱（平成 2 年 3 月 26 日付け 2 水漁第 739 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づく新資源管理導入円滑化等推進事業の実施については、実施要綱、国際漁業等再編対策事業費補助金交付要綱（平成 2 年 3 月 26 日付け 2 水漁第 741 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、減船・休漁等支援促進事業実施要領（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 水漁第 1298 号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）、水産加工業支援事業実施要領（令和元年 7 月 11 日付け元水漁第 269 号水産庁長官通知）、相互扶助漁獲支援事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 水管第 2969 号水産庁長官通知）及び資源・漁場保全緊急支援事業実施要領（令和 2 年 6 月 12 日付け 2 水港第 898 号水産庁長官通知）に定めるもののほか、この細目の定めるところによる。

（財産の管理等）

第 1 実施要綱第 8 の 2 の（2）に基づく救済費交付金、処理費交付金、魚種転換等支援費交付金、休漁支援費交付金、混獲回避型休漁支援費交付金、水産加工業支援費交付金、相互扶助漁獲支援費交付金又は資源・漁場保全緊急支援費交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けた者は、交付金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第 2 交付金の交付を受けた者は、取得財産等のうち 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上のものを、一般社団法人大日本水産会（以下「本会」という。）の会長（以下「会長」という。）の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間

(以下「処分制限期間」という。)とする。

- 3 交付金の交付を受けた者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。
- 4 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を本会に納付させることがある。

(財産管理台帳等の整備保管)

- 第3 交付金の交付を受けた者(取得財産等を所有する者に限る。)は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、別記様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(混獲回避型休漁支援費交付金について)

- 第4 実施要綱第8の2の(2)のアの(オ)に基づく混獲回避型休漁支援費交付金の申請者ごとの助成額の上限は、別紙の漁業種類ごとに定める割合に実施要領別記様式第8号において記載された平均漁獲金額を乗じた金額とする。

(資源・漁場保全緊急支援費交付金について)

- 第5 交付金の交付を受けた者が、資源・漁場保全緊急支援事業実施要領の第3の3に規定する事業実施者に交付金を交付するときは、交付要綱第8、第9及び第15の規定に準ずる条件並びに本細目第1から第3までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

別紙

混獲回避型休漁支援費交付金の支援の上限について

混獲回避型休漁支援費交付金の支援の上限に関して、漁業種類ごとに定める割合は以下の通り。

記

漁業種類		支援の上限に関する割合	
		漁業収入安定対策事業の強度資源管理タイプに加入している場合	左記以外
10t未満の漁船	底曳網漁業を主体とした複合漁業	2.50%	5.00%
	底曳網以外の漁業を主体とした複合漁業	3.75%	7.50%
10t以上の漁船	さんま棒受網漁業、底びき網漁業、かつお・まぐろ漁業、ふぐ・あまだいはえ縄漁業	2.50%	5.00%
	一般まき網漁業、一般敷網漁業、いか釣り漁業	3.75%	7.50%
	すけとうらだら刺し網漁業、すけとうだらはえ縄漁業、さば釣り漁業、一般釣り・はえ縄漁業、船びき網漁業、さけ・ます流し網漁業、その他漁船漁業	5.00%	10.00%
	さけ・ますはえ縄漁業	6.25%	12.50%
	一般刺し網漁業	7.50%	15.00%
定置網	大型定置網漁業、小型定置網漁業	5.00%	12.50%

